

令和3年度福岡県中小企業融資制度一覧表

区分	制度名	融資対象	用途	融 資 条 件					申込場所	指定金融機関
				限度額	年率	期間	保証料率(注1)	担保・保証人(注2)		
経営の支援	1 緊急経済対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④再生支援協議会の2次支援を受けた者 ⑤東日本復興緊急保証認定者 ⑥緊急経済対策資金の残高を有する者 ⑦原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者 ⑧危機関連保証認定者	運転資金 設備資金	1億円以内 (⑧は①～⑦、⑨～⑪とは別枠)	融資対象①～⑤、⑦、⑧ 1.30% 融資対象⑥ 1.40%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～1.62% (①(4号のみ)、⑧のうち新型コロナウイルス感染症に係るものは0%)	担保: 必要に応じて徴求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要 (⑩は別途定めによる) (⑪は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行) 福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
	経営改善支援型	⑨経営改善計画を策定し、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取組み、その実行と進捗を金融機関に報告する者	(設備は融資対象①(災害のみ)②④⑤⑧⑨⑩(一部を除く)⑪の場合のみ)	5,000万円以内 (①～⑧、⑩、⑪とは別枠)	1.10%	運転5年以内 設備7年以内 保証付融資借換10年以内 (据置1年以内)	0.25%～1.47%			
	事業承継支援型	⑩経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた者 ⑪3年以内に事業承継を予定する又は事業承継後3年未満の法人であって、一定の財務要件を満たす者 ※⑩の認定を受けた者が事業承継後の会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人の場合、⑩は対象外		1億円以内 (①～⑨とは別枠)	1.40%以内	10年以内 (据置2年以内)	0.15%～1.52% (0.10%～0.77%) (注3)			
事業の開始	2 新規創業資金	新規創業する個人又は会社(創業後1年未満の者を含む) (・勤務した企業と同一の業種の事業を新たに開始しようとする者 ・特許等の技術、法律に基づく資格を生かし、創業する者) ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金 設備資金	2,000万円以内 ①創業前の個人は原則自己資金の範囲内 ②左記カッコ内に該当する者は、必要資金の2/3以内	1.30%	運転7年以内 (据置2年以内)	0% (注4)	担保: 不要 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	商工会議所 商工会	(銀行) 福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・十八親和・肥後・熊本・宮崎・西京・佐賀共栄・伊予・広島・大分・豊和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
	シニア創業型	55歳以上の者		1,000万円以内	1.20%					
	支援創業型	認定特定創業支援等事業による支援を受けた者 ※NPO法人は対象外		2,000万円以内						
経営革新等	3 経営革新支援資金	①新分野進出、新商品の開発を図る者 ②中小企業等経営強化法に基づき、知事の承認を得た者 ③FVMアソシエーション企業、ISOシリーズの取得を図る者 ④1年以内に常用雇用者を1名以上雇用する計画を有する者 ※NPO法人の場合、②は対象外	運転資金 設備資金	1億円以内	1.40%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	0.25%～1.62%	担保: 必要に応じて徴求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行) 福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
	成長企業支援型	福岡県中小企業技術・経営力評価制度を利用した者		1億円以内 (①～④とは別枠)	1.10%					
	地域連携支援型	地域中小企業支援協議会において重点支援を受けるもの								
	生産性向上支援型	福岡県中小企業生産性向上支援センターの支援を受けるもの	設備資金				0.05%～1.42%			
県政推進	4 ふくおか県政推進サポート資金	①県が指定する産業施策に係る支援協議会等の会員である者 ②福岡県観光連盟、県が指定する市町村観光協会の会員である者 ③県が指定する各種助成制度を過去5年以内に活用したことがある者 ④県が指定する宣言・参加登録事業に参画する者	運転資金 設備資金	1億円以内 (自動車関連は1.5億円以内)	1.40%以内	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～1.62%	担保: 必要に応じて徴求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行) 福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
アジア貿易	5 アジアビジネス展開支援資金	①アジア向け新製品の開発・製造を行う目的で設備投資等を行う者 ②直接海外との取引の推進を行う者等	運転資金 設備資金	1億円以内	1.40%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～1.62%	担保: 必要に応じて徴求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	指定金融機関	(銀行) 福岡・西日本シティ・北九州・十八親和・商工中金・三菱UFJ・三井住友(信用金庫)福岡ひびき・大川・遠賀・大牟田柳川 ※「現地借入保証型」は一部金融機関で取扱いなし
	現地借入保証型	外国法人(新たに設立されるものを含む)の経営を実質的に支配していると認められる国内の中小企業者等 ※NPO法人は対象外	外国法人の外国銀行等からの借入金 は事業資金に限る	1億円以内	信用状発行保証料率0.90%以下 (金融機関所定)	1年以内 (更新可)				
通常の事業に必要な方	6 小規模事業者振興資金	従業員20人(商業・サービス業は5人(注5))以下の小規模企業者	運転資金 設備資金	運転資金5,000万円以内 設備資金8,000万円以内	1.40%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～1.62%	担保: 必要に応じて徴求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	商工会議所 商工会 指定信用金庫 指定信用組合	(銀行) 福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・十八親和 指定信用金庫、指定信用組合
	小口零細企業保証型	①従業員20人(商業・サービス業は5人(注5))以下の小規模企業者 ②当該申込を含め保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以下の者 ※NPO法人は対象外		2,000万円以内			0.30%～1.75%			
	7 長期経営安定資金	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金 設備資金	1億円以内	5年以内:1.50% 5年超:1.80% (設備5年超:1.60%)	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～1.77%	担保: 必要に応じて徴求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行) 福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
	8 短期運転資金		運転資金	3,000万円以内	1.40%	1年以内	0.25%～1.67%			

- (注1) 責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内(長期経営安定資金は1.85%以内)となる場合があります。(2 新規創業資金を除く)
 (注2) 法人の場合、取扱金融機関が信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている等の要件に該当する場合は、保証人が不要となる場合があります。
 (注3) 令和5年3月受付分までとなります。また、⑩のうち経営承継円滑化法第12条第1項第1号二に該当する方又は⑪に該当する方で経営者保証コードホルダーの確認を受けた場合の保証料率は0.10～0.77%、それ以外の場合は0.15～1.52%となります。
 (注4) 他の資金や、新規創業資金のうち保証料率「0%」が適用されたもの以外を借換する場合、1.01%以内(創業後で決算到来済の方は1.76%以内)となる場合があります。
 (注5) 宿泊業・旅行業及び娯楽業の場合は20人以下。
 (注6) 担保を供する事が借入者にとって有利であり、かつ借入者が任意に供する場合は、担保を設定する事ができます。
 ◇エネルギーの効率的利用、再生可能エネルギー等 (注) NPO法人も、対象に含まれます。

★詳しくは、県のホームページをご覧ください。
 (掲載場所) 「福岡県中小企業振興資金融資制度」 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r3yuushiseidoannnai.html>
 ★商工会議所・商工会へのお申込みは、事業所所在地の商工会議所・商工会で行ってください。

制度名	融資対象	用途	融 資 条 件					申込場所	問い合わせ先	指定金融機関
			限度額	年率	期間	保証料率	担保・保証人			
エネルギー対策特別融資	①省エネ設備(注7) ②再エネ設備(注8) ③ソーラーパネル、エネルギー・マネジメントシステム、蓄電池 ④建築物の省エネ改修(注9) ⑤水素ステーション等	設備資金 (県内での導入・改修)	1億円以内 (②、⑤は2億円以内)	10年以内1.10% 10年超 1.30%	10年以内 (②、⑤は15年以内) (いずれの場合も据置2年以内)	0.13～1.62% (注10)	担保: 必要に応じて徴求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	指定金融機関	県庁9階(企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室) (092)643-3148	詳細は左記にお問い合わせください。

(注7) エネルギー効率の高い製造設備を含みます。(注8) 売電目的の発電設備を含みます。(注9) 改修前と比較して概ね10%以上の省エネ効果が見込まれることが必要です。(注10) 融資対象により異なります。また、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内となる場合があります。

◇公害防止、低公害車の導入等 (注) NPO法人は、対象外です。

制度名	融資対象	用途	融 資 条 件					申込場所・問い合わせ先	指定金融機関
			限度額	年率	期間	保証料率	担保・保証人		
環境保全施設等整備資金融資	・公害防止施設 ・PCBの処理 ・廃棄物の資源化、再生利用施設・ノンフロン製品 ・ハイブリッド自動車、電気自動車等	設備資金等	4,000万円以内	1.10%	10年以内※ (据置1年以内)	0.25%～1.90%	担保: 必要に応じて徴求 保証人: 法人は代表者のみ個人は不要	県庁3階(環境部循環型社会推進課リサイクル係) (092)643-3372	福岡銀行、西日本シティ銀行 筑邦銀行、福岡中央銀行

※融資額が1,000万円未満の場合は7年以内 (注) 本融資は、表面の記載内容で一部適用されない項目があります。詳しくは、県庁循環型社会推進課までお問い合わせ下さい。